



令和9年度 北谷町保育所等 利用申込のしおり

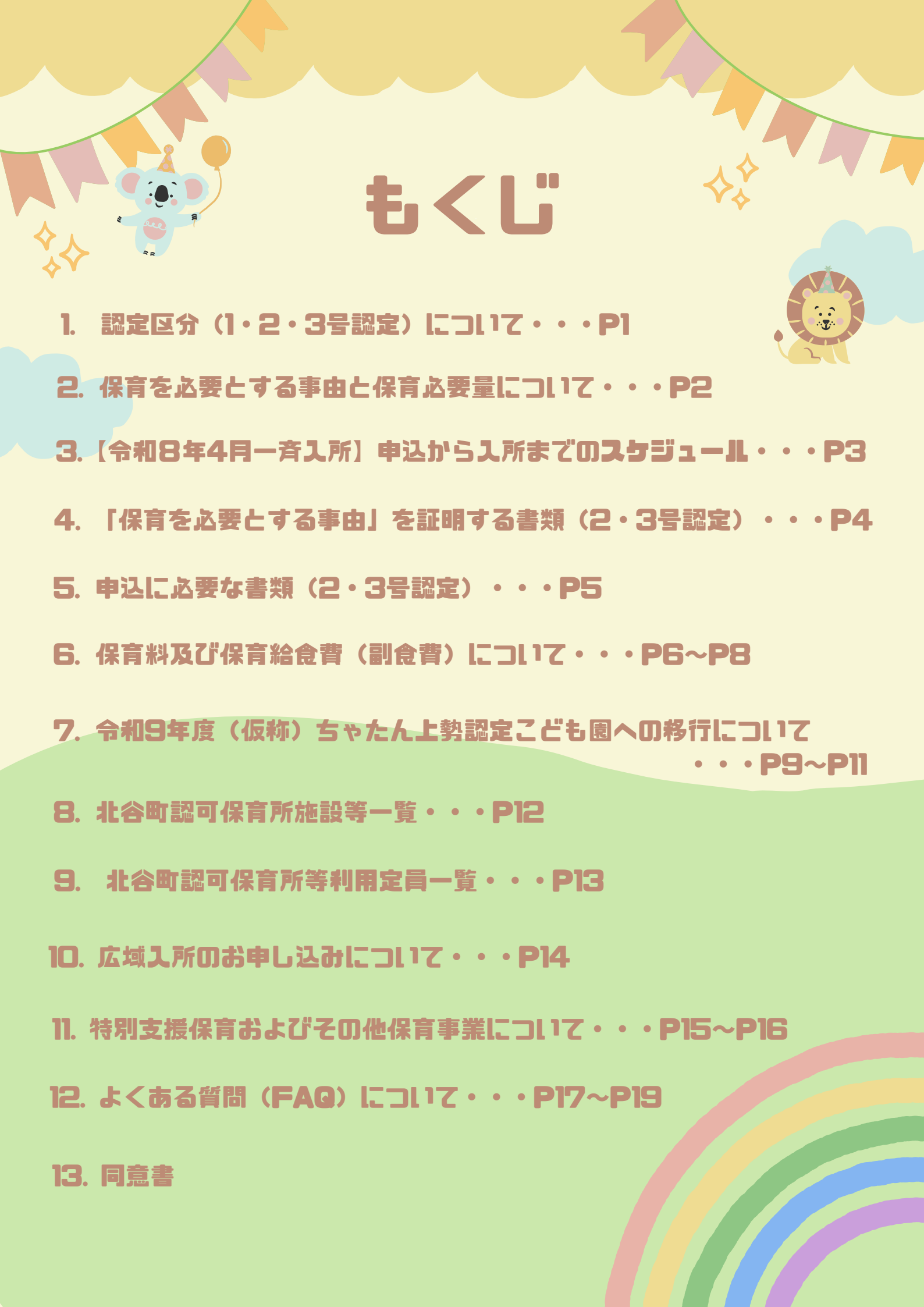


町公式ホームページQRコード

【お問い合わせ先】

北谷町役場 子ども家庭課 こども園係

☎ (098) -936-1234 (内線2323・2324)



もくじ

1. 認定区分（1・2・3号認定）について・・・P1
2. 保育を必要とする事由と保育必要量について・・・P2
3. 【令和8年4月一斉入所】申込から入所までのスケジュール・・・P3
4. 「保育を必要とする事由」を証明する書類（2・3号認定）・・・P4
5. 申込に必要な書類（2・3号認定）・・・P5
6. 保育料及び保育給食費（副食費）について・・・P6～P8
7. 令和9年度（仮称）ちゃたん上勢認定こども園への移行について
・・・P9～P11
8. 北谷町認可保育所施設等一覧・・・P12
9. 北谷町認可保育所等利用定員一覧・・・P13
10. 広域入所のお申し込みについて・・・P14
11. 特別支援保育およびその他保育事業について・・・P15～P16
12. よくある質問（FAQ）について・・・P17～P19
13. 同意書

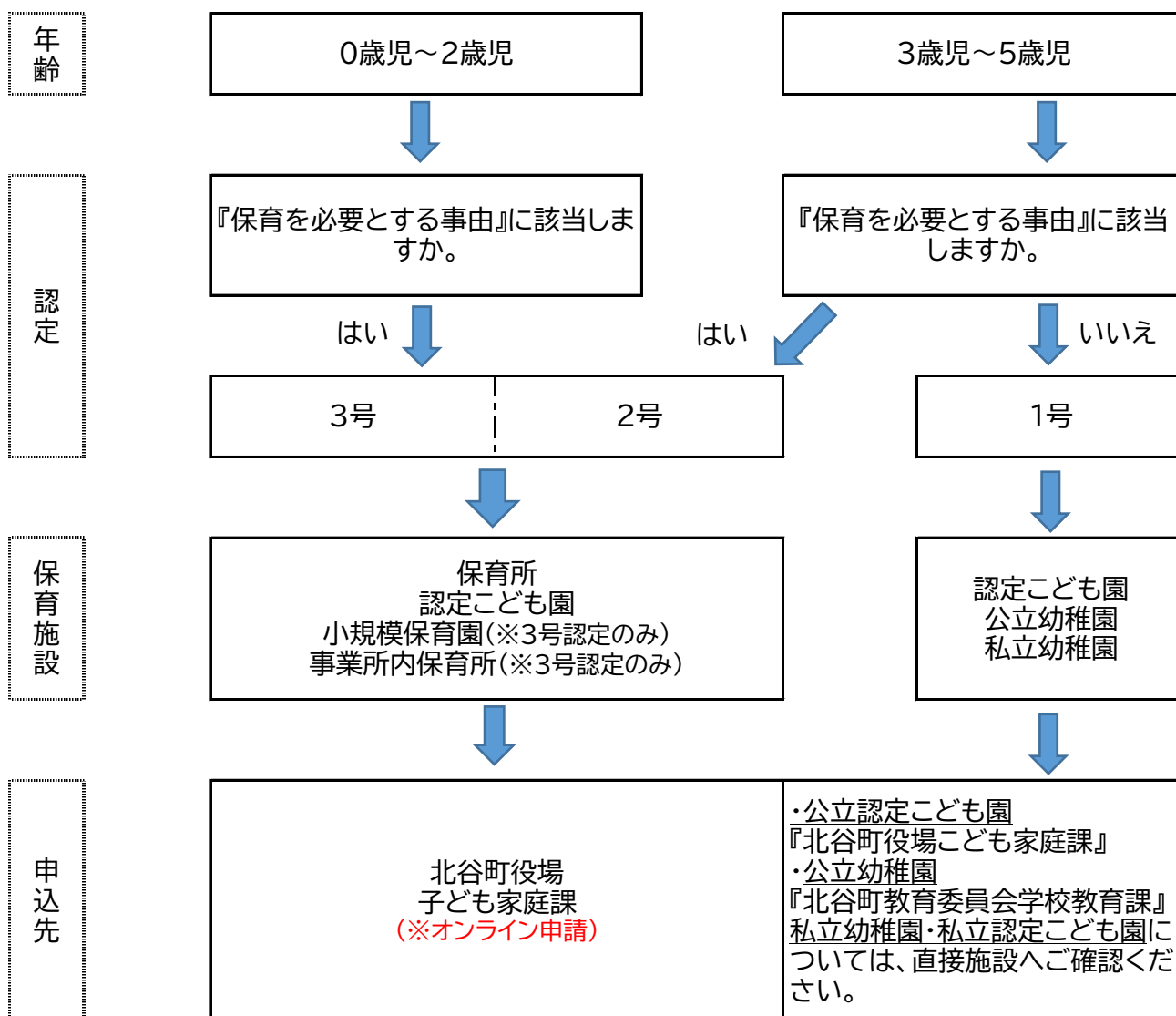
北谷町認可保育所等の利用について

1. 保育の必要性の認定について

認可保育施設へ入所を希望する場合、保育を必要とする認定(支給認定)を受ける必要があります。客観的な基準により、町が認定する3つの区分に応じて、幼稚園、保育所(園)、認定こども園及び地域型保育事業の入所先が決まります。認可保育施設への入所を希望する場合は、2号認定又は3号認定を受けている必要があります。保育の必要性が認定されると市町村から『支給認定証』が交付されます。

年齢	認定区分		入所できる施設
満3歳以上	1号認定	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
	2号認定	『保育を必要とする事由』に該当し、 保育を希望する場合	保育所(園)認定こども園
満3歳未満	3号認定		保育所(園)、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所

▼申込に関するイメージ図



2. 保育を必要とする事由と保育必要量

保護者が以下のいずれかに該当している場合、保育所等を利用することができます。

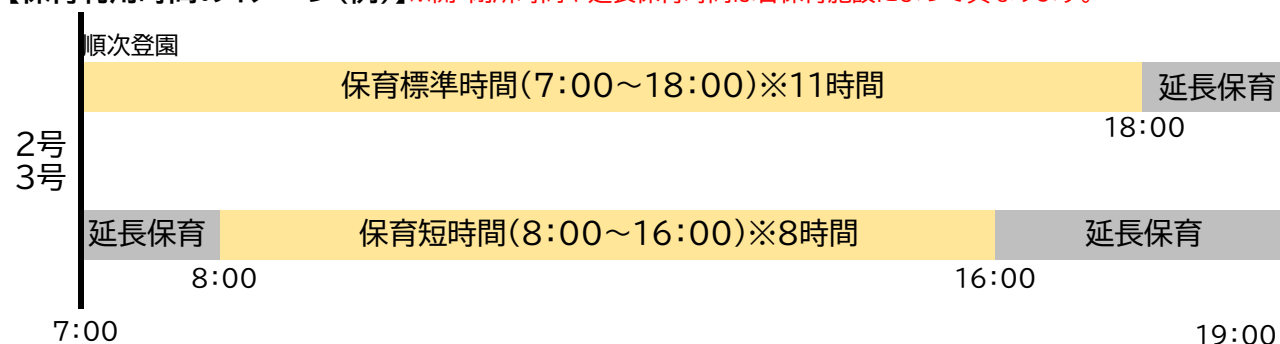
	保育を必要とする事由	具体的な状況	必要量認定区分
1	就労	月64時間以上就労していること。 ※育児休業中の方は、1ヵ月以内に職場復帰が可能な方のみ申込できます。	月120時間以上(標準時間)
			月64時間～120時間未満(短時間)
		利用期間	就労期間中
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと。 (*1)	標準時間
			産前3か月、産後2か月
		利用期間	産前3か月、産後2か月
3	疾病・障害	保護者が疾病・負傷又は心身に障害を有しているために児童の保育に支障があること。	申請内容により判断
			保護者の療養期間中
		利用期間	保護者の療養期間中
4	看護・介護	同居の親族を常時看護(介護)していること。	申請内容により判断
			看護(介護)者の療養期間中
		利用期間	看護(介護)者の療養期間中
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること。	申請内容により判断
6	求職活動	求職活動を行っていること。 ※起業準備等含む	短時間
			最長3か月
		利用期間	最長3か月
7	就学	学校教育法に基づく教育施設に在学、もしくは職業能力開発促進法に基づく(*2)	月120時間以上(標準時間)
			月64時間～120時間未満(短時間)
		利用期間	就学期間中
8	育児休業	育児休業取得中に、すでに保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	短時間
9	その他	上記以外に特別な事情があると町長が認める場合	申請内容により判断

*1 状況に応じて、申立書の提出により産後6か月まで延長可能(在園児童のみ、短時間保育)

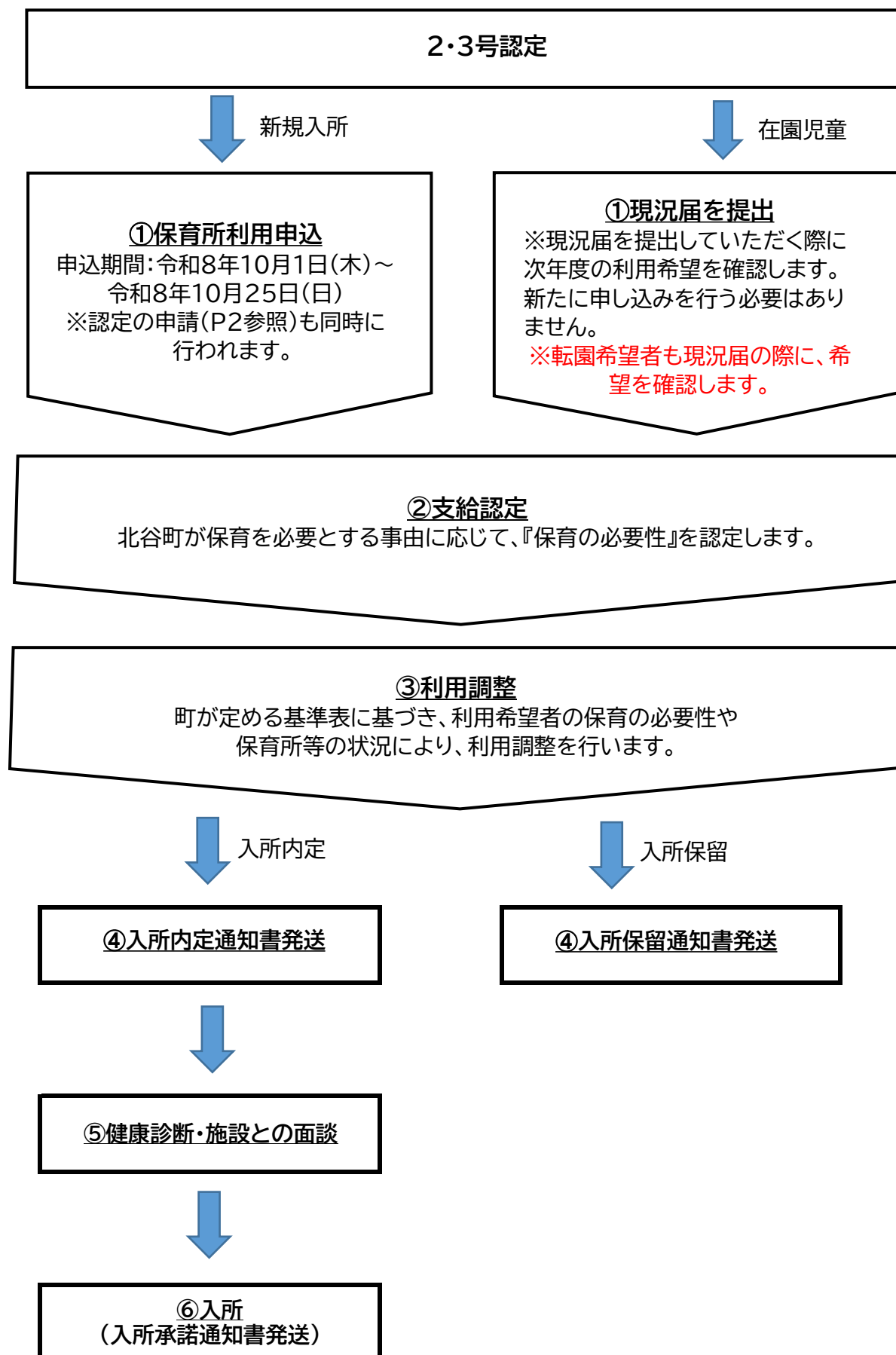
*2 通信制、短時間の習い事、塾、教室等は除く。

※疾病・障害、看護・介護について、申請内容によっては保育所等へ入所できる基準を満たさない場合があります。

【保育利用時間のイメージ(例)】※開・閉所時間や延長保育時間は各保育施設によって異なります。



3.【令和9年4月一斉入所】利用申込から入所までのスケジュール



4.『保育を必要とする事由』を証明する書類について

保育を必要とする事由		必要な書類
就労	勤務・内職	就労証明書(表面) ※育児休業から復帰する方は、育児休業期間と復帰日の記載も必要です。 ※雇用期間が切れて更新がない場合は、申し込みは無効になります。
	自営業等	就労証明書(両面) ※以下のいずれかの書類を添付してください。 ①税務署へ提出した開業届の本人控えの写しまたは保健所が発行した営業許可書等の写し ②税務署や市町村税務課で税申告した際の本人控えの写し 上記の書類が提出できない場合は、仕事の内容がわかる書類を2点以上提出してください。
妊娠・出産		親子健康手帳の写し ※出産予定日が記載されているページ
疾病・障害		診断書
看護・介護		①診断書 ②看護(介護)申立書
災害復旧		罹災証明書
求職活動		求職申立書
就学・職業訓練		①在学証明書 ②時間割の写し

【注意事項】

- ①保護者それぞれ以下に該当する『保育を必要とする事由』がある場合は、認可保育施設(2・3号認定)への利用申込を行うことができます。
- ②2つの会社で就労している等、『保育を必要とする事由』が複数ある場合は、すべてに関する証明書を提出してください。
- ③申込日から起算して3か月以内に作成・発行されたもの、かつ、現時点で内容に変更がない場合は、有効な証明書として扱います。

『保育を必要とする事由』の様式ダウンロードは[こちら](#)から

北谷町公式ホームページより、『保育を必要とする事由』を証明する書類の様式がダウンロード可能です。下記のURLまたはQRコードより、サイトにアクセスしてください。

【URL】<https://www.chatan.jp/kosodate/kosodate/hoikusho/hoikusyoyoushiki2026.htm>



QRコード

「保育を必要とする事由」の様式は、子ども家庭課の窓口でもお渡しできます。



5.申込に必要な書類(2・3号認定)

(※注意)オンライン申請のため、紙媒体での窓口提出は不要です。

(1)全員が必要な書類

	書類名
1	令和9年度保育所等利用申込書
2	同意書
3	『保育を必要とする事由』を証明する書類(※P4を参照)

(2)世帯状況に応じて必要な書類

	世帯状況	書類名
1	ひとり親世帯	以下の書類のいずれかを添付してください。 ①児童扶養手当受給者証の写し ②遺族年金受給者証の写し ③戸籍謄本
2	申請児童以外に在宅障害者がいる世帯	以下の書類のいずれかを添付してください。 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書 ④障害基礎年金受給者証の写し
3	生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
4	里親受託世帯	委託決定通知書等の写し
5	軍人・軍属の方	2025W-2(Wage and Tax Statement) 2026W-2(Wage and Tax Statement) ※R9.6月頃に提出
6	米軍人・軍属等で北谷町に住民登録がない方	パスポートの写し
7	令和8年1月1日時点海外にお住いの方	①令和8年度簡易所得証明書 ②出入国がわかる書類(パスポート等)
8	令和9年度に企業主導型・幼稚園等施設に入所予定の児童がいる世帯	在園証明書(※令和9年4月末までに提出) 施設例:私立幼稚園、特別支援学校幼稚部等、企業主導型保育施設等

(3)北谷町へ転入予定の方が必要な書類

一斉受付期間(令和8年10月1日～令和8年10月25日)に限り、転入予定の方の申し込みも受け付けます。

	書類名
1	転入予定申立書
2	転入予定地がわかる書類(例:アパート等の契約書、工事行程計画書等)
3	申込児童及び保護者の現住所が確認できるもの(例:住民票謄本等)

6. 令和9年度認可保育施設等保育料について

認可保育施設等を利用する際には、『保育料』と『保育給食費』がかかります。

保育料の年齢は、令和9年4月1日時点の満年齢で算定します。

年度途中で誕生日を迎えても、変更となりません。

3歳児から5歳児までの保育料は、**0円(無償化)**です。



(1) 保育料の算定について

保育料の算定は、父母の「市町村民税額所得割課税額」で決定されます。

※保護者の収入が生活保護基準に満たさない場合は、同居者(児童の祖父母等)の税額を含めて算定します。

※所得税額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明等、特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

【北谷町保育料基準額表】

階層	定義		世帯区分	保育料(円)		年齢制限	軽減割合
				標準時間	短時間		
1	生活保護世帯		全員	0	0	なし	
2A	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0			
2B			上記以外	0	0		
3A	市町村民税 均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	5,500	5,400	第2子以降無料		
3B		上記以外	12,000	11,800	第2子半額 第3子以降無料		
4A	市町村民税 所得割課税額	ひとり親世帯等	7,500	7,400	第2子以降無料		
4B		上記以外	16,000	15,800	第2子半額 第3子以降無料		
5A		77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,900		第2子以降無料
5B		57,700円未満	上記以外	24,000	23,600		あり
		97,000円未満					
6		169,000円未満	全員	33,000	32,400		
7	301,000円未満	全員	39,000	38,100			
8	397,000円未満	全員	41,000	39,800			
9	397,000円以上	全員	50,000	48,400			

【令和9年度の保育料・保育給食費について】

保護者の『市町村民税額所得割額』により、「北谷町保育料基準額表」に基づいて算定いたします。
また、4月～8月分は前年度の課税額で算定し、9月～3月分は当年度の課税額で算定いたします。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
課税年 収入	前年度(令和8年度)の 市町村民税額に基づく算定 ※【軍人・軍属の方】2025W-2					当年度(令和9年度)の 市町村民税額に基づく算定 ※【軍人・軍属の方】2026W-2						

※毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

【注意事項】

※未申告の方および上記書類が未提出の方は正しい保育料の算定が出来ないため、最高額(第9階層)で保育料を算定します。

※世帯の状況が変更になった場合、保育料が変更となる場合がありますので、必ずご連絡ください。

(例)ひとり親世帯となった場合、婚姻した場合、生活保護の開始・停止・廃止となった場合等

【保育料の軽減について】

①多子軽減(きょうだい児入園による軽減)

保育所等に在園中で、同一世帯の就学前児童が保育所等や幼稚園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚園等に入園している場合、多子軽減として第2子は半額、第3子以降は無料になります。

※保育所等や北谷町立幼稚園に在園している場合は、届出の必要はありません。

※町外の私立幼稚園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚園などに在園している場合は、「在園証明書」の提出が必要です。

※認可外保育施設(企業主導型保育事業除く。)は、保育料軽減の対象外です。

②年収約360万円未満相当世帯への軽減

年収約360万円未満相当世帯の場合、第何子が決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。教育・保育給付認定保護者に監護される者(特定非監護者等)が2人以上いる場合に対象となり、以下のとおり軽減されます。

(1)ひとり親世帯等(母子世帯、父子世帯、在宅障害者がいる世帯)

階層	3A、4A、5A
軽減割合	第2子以降無料

(2)ひとり親世帯以外

階層	3B、4B、5Bの一部(市町村民税所得割額57,700円未満)
軽減割合	第2子半額、第3子以降無料

【特定非監護者等とは】

教育・保育給付認定保護者と生計を一つにする子どものことで、次のいずれかに該当する場合は対象となります。「生計を一つにする」場合には、子どもが別居している場合も含まれます。

①教育・保育給付認定保護者に監護される者:教育・保育給付認定保護者が現に監護する未成年

②教育・保育給付認定保護者に監護されていた者:未成年であったときに、教育・保育給付認定保護者が監護していた者

③教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属:青年に達したのち、教育・保育給付認定保護者と生計を一つにして直系卑属になった者

(2)保育給食費(副食費)の徴収について

3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子様は、給食費(主食費+副食費)の実費徴収があります。「徴収金額」及び「徴収方法」は、施設ごとに異なりますので、各施設又は子ども家庭課へお問い合わせください。

「**主食費**」とは・・・お米、麺、パンなど

0歳児クラスから2歳児クラスの副食費については、保育料の一部として徴収されます。



「**副食費**」とは・・・おかず、おやつ、ミルクなど

北谷町内の保育所・認定こども園に通う2号認定の方の主食費については、北谷町が各施設に対し、補助を行うことで保護者の負担を軽減しています。(※手続きは不要です。)

【保育所別 保育給食費(副食費)一覧表】

※令和8年8月時点

保育所名	副食費金額	備考
公立(謝莉・上勢・美浜)	4,500円	
ファミリー保育園	6,000円	
絆保育園	6,500円	うち、食育充実費(2,000円含む)
つぼみっ子保育園	6,000円	
アスク北谷保育園	7,500円	
子どもの森保育園	5,500円	
ふくぎ保育園	6,000円	
ひだまり認定こども園	6,500円	うち、食育充実費(2,000円含む)
愛育こども園	6,000円	

【保育給食費(副食費)の軽減について】

次の①、②に該当する方は、副食費が免除になります。

副食費免除対象の方には、北谷町子ども家庭課より通知が届きます。

①年収360万円未満相当世帯の副食費

	1号認定	2号認定
市町村民税所得割額	77,101円未満	57,700円未満 (ひとり親世帯等は77,101円未満)
階層	1階層、2階層、3階層	1階層、2階層、3階層 4階層、5階層の一部

②第3子以降の子どもの副食費(※子のカウント方法については、保育料の多子軽減と同様です。)

	1号認定	2号認定
年収約360万円未満	年齢に関わらず、世帯の子どもの数による	
年収約360万円以上	3歳～小学校就学前までの子どもの人数による	

(3)保育料及び保育給食費(副食費)のお支払先について

税目／保育施設	公立認定こども園 公立保育所	私立保育園	私立認定こども園	小規模保育所 事業所内保育所
保育料	町へ支払	町へ支払	保育施設へ支払	町へ支払
保育給食費	町へ支払	保育施設へ支払	保育施設へ支払	保育施設へ支払
延長保育料	保育施設へ支払	保育施設へ支払	保育施設へ支払	保育施設へ支払

(4)保育料及び保育給食費(副食費)のお支払方法について(※『町へ支払』の方のみ)

お支払方法について、『納付書払い』または『口座振替』となりますが、原則として『口座振替』でお支払いただきますようお願いいたします。

納付書について	
納付期限	毎月15日(※土日祝日の場合は、翌営業日)
納付場所	役場内銀行、金融機関(ゆうちょ銀行除く)、コンビニエンスストア

口座振替について	
振替日	毎月15日(※土日祝日の場合は、翌営業日)
取扱金融機関	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫(保育料のみ)、沖縄県農業協同組合

【口座振替の手続き方法】

① 子ども家庭課窓口でのお手続き

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスについて(※農協を除く)

キャッシュカードを利用して、口座振替のお申し込みが役場窓口で簡単できるサービスです。

キャッシュカードをご持参のうえ、子ども家庭課までお越しください。

② 金融機関窓口でのお手続き

【お手続きに必要なもの】:①通帳届出印 ②預金通帳

口座振替の登録には1ヶ月ほどお時間を要しますので、あらかじめご了承ください。口座振替のお手続き後に納付書が届いた場合は、口座振替の登録が完了していない状態のため、そのまま納付書でお支払ください。

令和9年度（仮称）ちたん上勢認定こども園への移行について

『北谷幼稚園』と『上勢保育所』を再編統合し、現在の上勢保育所施設を活用して、令和9年度から「認定こども園（公立）」を開園します。
上記に伴い、北谷幼稚園は令和9年3月31日に閉園します。
幼稚園跡地は、令和10年度から「放課後児童クラブ（学童保育）」として活用します。



認定こども園とは…

保育所	認定こども園	幼稚園
0～5歳児クラス 【利用条件】 (2・3号)保育の必要性がある世帯	0～5歳児クラス または 3～5歳児クラス 【利用条件】 (1号)なし (2・3号)保育の必要性がある世帯	3～5歳児クラス 【利用条件】 (1号)なし

認定こども園とは、「幼稚園」と「保育所」の両方の良さを併せ持った施設です。

- ①保護者の就労状況に関わらず利用できます。
- ②土曜日や夏休み、春休みなどの保育が利用できます。(2・3号認定のみ)
- ③自園調理により、食の安全や衛生管理など、基準に沿った給食を提供します。
- ④子どもの発達や学びの連続性を大切に、一人ひとりの育ちにに応じた教育・保育を継続して行います。特別な支援が必要な子どもについても、切れ目のない支援を行います。
- ⑤園児の教育・保育に加え、地域の子育て相談など、子育て支援の役割を担います。

(仮称)ちたん上勢認定こども園の 令和9年度利用定員について

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
				1号	2号	1号	2号	1号	2号	
利用定員	3	5	12	5	18	5	18	6	18	90
在園児童	受入人数未定			0	6	1	20	3	24	
新規受入可能枠				5	12	2	—	—	—	

※特別支援保育等により、受入可能人数に変動がある可能性があります。

よくある質問(FAQ)

Q1.認定こども園になると先生は変わりますか。

→A1.町立幼稚園の職員と、町立保育園の職員が先生になります。

Q2.学校行事や運動会等は、小学校と一緒にいきますか？別々で開催されるのですか。

→A2.小学校とは別々で開催する予定です。

Q3.認定こども園に移行した場合は、幼稚園と同じような教育は受けられるのか。

→A3.認定こども園移行後も、文部科学省の基準に沿った幼児教育の内容を基本としながら、これまでの保育所における保育の良い部分も併せ持った教育・保育内容とする予定です。
具体的な内容については、検討・決定したものから随時、保護者へ公表する予定です。

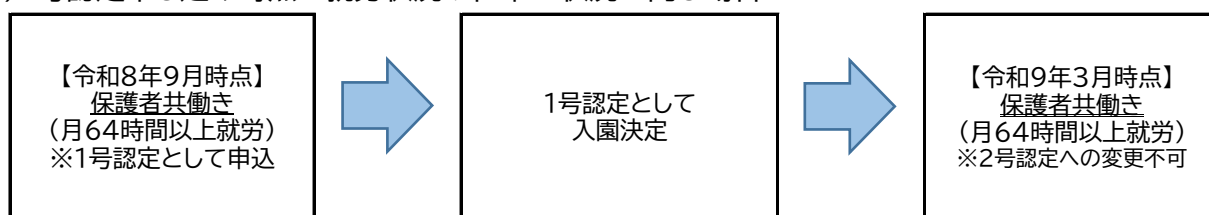
町立幼稚園から移行した幼保連携認定こども園の認定区分について (すでに北谷幼稚園を利用している方)

町立幼稚園から移行した認定こども園について、保護者の『保育を必要とする事由』の有無により、申込が可能な認定区分が異なります。

認定区分	保育を必要とする事由	入所調整	保育料無償化
1号認定	無	無 (定員を超えた場合は抽選)	教育標準時間のみ対象 ※『一時預かり』は無償化対象外
2号認定	有	有	対象

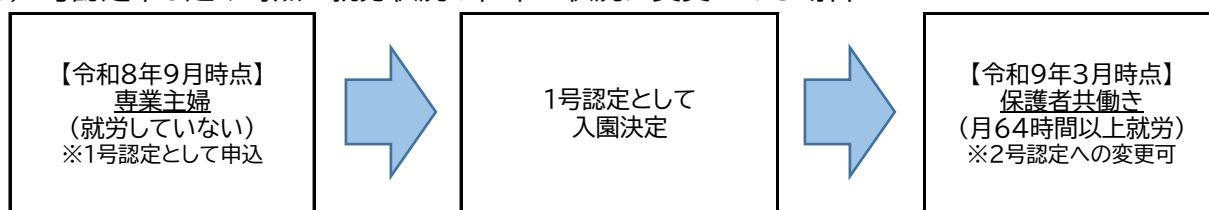
町立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園の1号認定から2号認定への変更について

(例①) 1号認定申し込み時点と就労状況や世帯の状況が同じ場合



※原則、保育の必要性があるにもかかわらず1号認定にてお申込みいただいた場合は、2号認定への認定変更は認められません。

(例②) 1号認定申し込み時点と就労状況や世帯の状況に変更がある場合



※1号認定申し込み時点で保育の必要性がない場合でも、3月時点で保育の必要性がある場合には、2号認定への変更が可能です。

【注意事項】

- ①入所調整を経て入園した児童との公平性が保たれないこと、「1号認定」で利用できる保育施設が限られており、『保育を必要とする事由』がない世帯の受け皿を確保する必要があることを理由に、就労状況や世帯状況に変更がある場合に限り、認定変更を認めることとします。
- ②年度途中の認定変更についても同様に取り扱います。
- ③(仮称)ちやたん上勢認定こども園(1号認定)と町内認可保育施設(2号認定)のお申し込みは併願不可となっております。

【1号認定のお申し込みについて】

北谷町在住で、北谷小学校区のお子さんを優先して受け付けます。

なお、定員を超えるお申し込みがあった場合は、抽選となります。

【北谷小学校区の児童について】

小学校の敷地内で幼児教育を受けさせたいという希望がある場合には、北谷第二幼稚園での受け入れについて検討しています。ただし、北谷小学校区の児童が北谷第二幼稚園に入園しても、小学校は北谷小学校へ入学となります。

詳しくは、北谷町教育委員会(学校教育課)までご相談ください。

(仮称) ちゃたん上勢認定こども園（1号認定）のお申し込みについて

①申込受付期間

令和8年10月1日(木)～令和8年10月25日(日)

②申込方法

オンライン申請 ※詳細につきましては、9月下旬頃に町公式HPへ掲載予定です。

③必要書類

【全員が提出が必要な書類】

	書類名
1	令和9年度保育所等利用申込書
2	同意書

(※注意)オンライン申請のため、紙媒体での窓口提出は不要です。

【北谷町へ転入予定の方が必要な書類】

	書類名
1	転入予定申立書
2	転入予定地がわかる書類(例:アパート等の契約書、工事行程計画書等)
3	申込児童及び保護者の現住所が確認できるもの(例:住民票謄本等)

④【令和8年4月一斉入所】利用申込から入所までのスケジュール

利用申込	令和8年10月1日～令和8年10月25日
↓	
抽選	※定員を超えた場合
↓	
入所決定	入所承諾通知書発送
↓	
面談・オリエンテーション	
↓	
入所	令和9年4月1日より入所



北谷町保育所等施設一覧

種別	施設名 電話番号	所在地	3歳クラス以降の連 携施設	土曜保育	利用年齢	上段:保育標準時間 下段:保育短時間
町立 認定こども園	(仮称)ちゃたん上勢こども園 ☎ 936-3440	吉原26番地1			6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
町立 保育所	謝苅保育所 ☎ 936-2430	上勢頭622番地1			6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
	美浜保育所 ☎ 936-4790	美浜1丁目2番地7			6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
認定 こども園	ひだまり認定こども園 ☎ 936-8084	桃原3番地8		絆保育園	6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
	愛育こども園 ☎ 936-2959	浜川117番地3			6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
	絆保育園 ☎ 926-3600	吉原716番地2			6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
	つぼみっ子保育園 ☎ 936-4542	宮城1番地563			6か月～5歳	7時30分～18時30分 8時～16時
	アスク北谷保育園 ☎ 926-1000	伊平2丁目5番1号			2か月～5歳	7時～18時 8時～16時
認可私立	ファミリー保育園 ☎ 983-7472	美浜15番地77			6か月～5歳	7時～18時 8時～16時
	子どもの森保育園 ☎ 936-4503	北前1丁目13番地4			6か月～5歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	ふくぎ保育園 ☎ 894-5913	伊平1丁目13番34号			3か月～5歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
小規模	つぼみ園 ☎ 927-7407	宮城1番地346	つぼみっ子保育園	つぼみっ子保育園	6か月～2歳	7時30分～18時30分 8時～16時
	リトルマザーグース保育園 ☎ 979-7800	桑江328番地4	絆保育園		4か月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	アイビス北谷保育園 ☎ 989-3808	吉原464番地4	公立保育所		3か月～2歳	7時～18時 8時～16時
	サルビア保育園 ☎ 989-5856	伊平1丁目14番22号	ふくぎ保育園	ふくぎ保育園	3か月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	もりのなかま保育園桑江園 ☎ 923-3489	桑江1丁目2番19号	公立保育所		3か月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	(休園中)中央保育園 ☎ 936-1628	桑江364番地6	公立保育所		6か月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
事業所内	うみそら保育園 ☎ 936-6284	吉原276番地1 (白川園・陽明園敷地内)	ファミリー保育園		4か月～2歳	7時～18時 8時～16時
	あいの実保育園 ☎ 936-2959	浜川117番地3 (愛育こども園内)	愛育こども園	愛育こども園	6か月～2歳	7時～18時 8時～16時

◎連携施設とは

小規模保育施設及び事業所内保育施設は、0歳児クラス～2歳児クラスまでの保育施設です。
3歳児クラス以降は、連携施設への進級が保証されています。

◎土曜共同保育とは

土曜日共同保育制度は、土曜日の保育ニーズが少ない場合に、複数の保育施設が連携して1か所の施設で共同して保育を行う制度です。主に、保育士の勤務環境改善と、保護者の多様な保育ニーズへの対応を目的としています。

北谷町認可保育所等利用定員一覧

※令和8年8月時点

種別		施設名	3号認定			2号認定			1号認定			合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
認定 こども園	公立	(仮称)ちゃたん上勢認定こども園	3	5	12	18	18	18	5	5	6	90
			(受け入れ人数未定)									
	私立	ひだまり認定こども園	6	12	18	18	20	16	10	10	15	125
		愛育こども園	7	15	18	26	26	18	4	4	2	120
		◆絆保育園	9	12	15	18	18	18	8	8	9	115
		◆つぼみっ子保育園	6	12	12	18	18	18	2	2	2	90
		◆アスク北谷保育園	12	16	16	16	16	14	3	3	3	99
保育所	公立	謝苅保育所	9	18	18	18	27	0				90
			(受け入れ人数未定)									
		美浜保育所	6	12	12	15	15	0				60
		(受け入れ人数未定)										
	私立	ファミリー保育園	3	12	12	15	19	19				80
		子どもの森保育園	3	6	12	12	11	11				55
ふくぎ保育園		9	12	12	18	19	0				70	
地域型 保育事業	小規模	つぼみ園	3	6	6							15
		リトルマザーグース保育園	6	6	7							19
		アイビス北谷保育園	6	6	7							19
		サルビア保育園	6	6	7							19
		もりのなかま保育園桑江園	6	6	7							19
		中央保育園	休園中									0
	事業所内	うみそら保育園	3	8	8							19
		あいの実保育園	0	5	6							11

(◆マークは令和9年度認定こども園へ移行予定の保育所です。移行に伴い、次年度より名称が変更になる可能性があります。)

※公立認定こども園及び公立保育所の0歳児～2歳児クラスについては、全体の申込状況を勘案して、新規受け入れを行うか検討する予定です。

認定こども園への移行について

令和9年度は、町内の私立保育所3園

(絆保育園・つぼみっ子保育園・アスク北谷保育園)が認定こども園に移行予定です。

上記3施設については、認定こども園への移行に伴い、次年度より名称が変更になる可能性があります。

私立認定こども園(1号認定)のお申し込みについて	
申込方法	直接施設へお問い合わせください
必要書類	
申込期限	

お住まいの市町村とは違う市町村に施設を希望する方(広域入所)

広域入所とは、児童の住所地以外の市区町村の保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業(以下、「保育所等」)に入所を希望する場合、市区町村間で調整等を行うことで、児童の住所地以外の保育所等への入所が可能となる制度です。広域入所では最大1年間(入所した年度の年度末までの期間)の入所となり、年度ごとに入所の協議を行うこととなります。

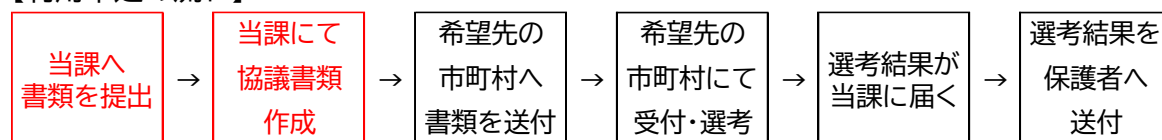
広域入所では、最大1年間の(入所した年度の年度末までの期間)の入所となり、年度ごとに入所の協議を行うこととなります。

※私立認定こども園の1号認定クラスを希望の方は直接施設へお問い合わせください。

(1)北谷町在住の方が、他市町村の保育施設を希望する場合

北谷町を通して入園申込を行う必要があります。その後、北谷町と希望する施設の所在市町村で協議を行い入園の可否を決定しますので、入園できないことがあります。

【利用申込の流れ】



※協議書類作成に時間がかかるため、希望先の締切日10日前までに申請してください。

転入予定で申し込む場合は、希望施設のある市区町村で直接申込みが出来る場合もありますので、希望保育施設のある市区町村へ事前に確認してください。

【申込方法】

オンライン申請

【注意事項】

申込み手続きを行う前に、希望する施設の所在市町村へお問い合わせ、以下の事項をご確認ください。

- ☐希望保育施設のある市区町村の入所申込締切日の確認
- ☐必要書類(様式はどちらのものを使用するかもあわせてご確認ください。)
- ☐希望保育施設のある市区町村の広域入所担当者名・連絡先
- ☐その他、入所申込に関して注意すべきことの確認

(2)他市町村在住の方が、北谷町内の認可保育施設を希望する場合

在住市町村の保育所入所担当窓口にて、広域入所の申込手続きをしてください。自治体間の郵送等に時間がかかるため、北谷町の申込受付期限内に届くよう、余裕をもってお申し込みください。

注意事項

- 1.必ず期限内にお手続きください。
- 2.必要書類に不備がある場合、受付できません。

★北谷町特別支援保育について

北谷町の保育施設では、障がいや発達の気になるお子さんの発達状況を踏まえながら、集団生活の中での成長を支援していく特別支援保育を行っています。

※集団保育が可能かどうかを確認し、適さない場合には保育所等を利用できませんのでご了承ください。

【保育内容】

支援児に対しクラス担任以外に加配保育士等を1名配置し、集団の中で児童の生活面の向上や社会性を育んでいきます。特別支援保育対象のお子さん専門に保育士が対応をするものではありませんので、ご注意ください。

【注意点】

提出書類や検査結果、医師や学識経験者からの意見を伺いながら、特別支援保育の対象となることが望ましいか総合的に判断いたします。

希望する施設に必ず入所できるものではなく、職員の状況や希望者数により受け入れができない場合もありますのでご了承ください。

★一時保育事業(料金制)

一時保育とは、次の理由で家庭における保育が困難な乳幼児の保育を行う制度です。

- ①緊急的保育：保護者の疾病等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童
- ②私的理由による保育：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するための保育

	実施施設名	利用料金
公立	上勢保育所	全日1,500円／半日750円
私立	アイビス北谷保育園	全日2,500円／半日1,500円

※空き状況等については、直接施設へお問い合わせください。

★こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度は、すべての子育て家庭に対して、ライフスタイルに関わらず支援するため、就労要件を問わず利用できる制度です。詳細につきましては、町公式ホームページをご確認下さい。

対象者	主に保育所や認定こども園などに継続的に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の乳幼児です。(認可外保育所通所児童は対象ですが、企業主導型保育施設を利用しているこどもは対象外です。)
利用可能時間	こども一人当たり、月10時間を上限として利用できます。
サービス内容	事業所において、乳児または幼児に遊び及び生活の場を提供し、あわせて保護者への面談や援助を行います。
利用料金	利用料金は利用する事業所によって異なります。事前にご確認の上、ご利用ください。
北谷町での実施施設	謝苅保育所(住所：北谷町字吉原26番地1)

詳しくは北谷町公式ホームページをご覧ください。
【北谷町公式ホームページ(こども誰でも通園制度について)】

<https://www.chatan.jp/kosodate/kosodate/daredemo.html>



QRコード

★ファミリーサポートセンターについて【料金制】

ファミリーサポートセンターは、「子育ての手助けをしてほしい方(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いをしたい方(まかせて会員)」が会員となり、地域で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動です。

※事前に会員登録が必要です(ファミリーサポートセンター窓口又は子ども家庭課で入会申込を受け付けています。)

種別	対象者
おねがい会員	①北谷町・嘉手納町・北中城村にお住まいの方、又は勤務する方
	②0歳～18歳の子どもの育児をしている方
まかせて会員	①北谷町・嘉手納町・北中城村にお住まいの方
	②センターが実施する講習会を受講した方
	③心身ともに健康で積極的に活動できる方
どっちも会員	おねがい会員・まかせて会員の両方を希望する方

【お問い合わせ先】

沖縄県中頭郡北谷町北谷1丁目12番11号

北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター(ファミサポネットゆくる)

TEL:(098)-989-9763

★地域子育て支援センターについて

子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。(※お子さんをお預かりする施設ではありません。)

実施施設名	住所
北谷町謝苅保育所子育て支援センター	北谷町字吉原26番地1 (謝苅保育所 外階段2階)
ひだまりの里	北谷町字桃原3番地8 (絆保育園 4階)

★育ちの支援センターいっぽについて

「育ちの支援センターいっぽ」は、楽しい遊びを通して、からだやこころの育ちを支える保育を中心とした子育て支援の場です。ことばと育ちの相談、子育て相談を行っています。お子さまのことで気になることや悩んでいることがあれば、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

北谷町字上勢頭622番地1(上勢保育所2階)

育ちの支援センターいっぽ

TEL:(098)-936-3050



①よくある質問～FAQ(Frequently Asked Questions)～

(1)申込について

Q1.申込を行い、不備があった場合はどうなりますか？

→A1.子ども家庭課で受付後、申込に不備が無いか確認いたします。万が一、申込に不備があった場合は、保護者様へ電話連絡を行うため、速やかに対応していただきますようお願いいたします。保護者様と連絡がつかない場合は、入所調整で不利に扱われたり、申込自体が無効になる可能性がありますので、ご注意ください。

Q2.令和8年度の申込を行ったのですが、現時点で入所待ちの状況です。令和9年度の申込も必要ですか。

→A2.令和8年度中に必ず入所できるとは限らないため、現時点で認可保育施設に入所できていないのであれば、令和9年度の申込も必要です。

Q3.申込を行ったのですが、町外へ引っ越しすることになりました。申込を取り下げることができますか。

→A3.申込の取下げはオンライン申請可能です。町公式ホームページよりお手続きください。

Q4.現在、町外に居住しているのですが、転入予定として申込を行うことは可能ですか。

→A4.転入予定であれば、一斉申込受付期間中(令和8年10月1日(木)～令和8年10月25日(日))にお申込いただける方で、令和9年3月12日(金)までに北谷町へ転入が可能な方という条件があります。

Q5.町外の認可保育施設を希望することも可能ですか。

→A5.可能です。ただし、町外の認可保育施設については、その保育施設が所在する市町村が入所調整を行うため、基本的にはその保育施設が所在する市町村に居住している児童が優先になります。

Q6.出生前でも申込みは可能ですか。

→A6.出生届を提出された日以降しか申込みできません。

(2)『保育を必要とする事由』を証明する書類について

Q1.現在は働いていませんが、令和9年4月1日から就労(採用)予定です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか。

→A1.令和9年4月1日時点の状況で判断するため、『就労』とみなします。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、就労証明書(採用予定)をご準備ください。

Q2.現在は働いていますが、令和9年3月31日付けで退職し、新しい就労先を探す予定です。『保育を必要とする事由』は何になりますか。

→A2.令和9年4月1日時点の状況で判断するため、『求職活動』とみなします。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、「求職申立書」をご準備ください。

②よくある質問～FAQ(Frequently Asked Questions)～

Q3.現在は申込児童の育児休業取得中ですが、入所後に職場復帰する予定です。『保育を必要とする事由』は何になりますか。

→A3.『就労』になります。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、就労証明書(育児休業期間記載あり)をご準備ください。なお、令和9年5月1日までの職場復帰が入所条件になります。

Q4.現在Wワークをしています、2つの仕事で合わせて月64時間以上の内容で就労をしていれば、『保育を必要とする事由』は『就労』になりますか。

→A4.複数の就労先で合わせて、月64時間以上かつ最低賃金以上の収入を満たしていれば、『就労』になります。

Q5.現在昼はアルバイト、夜は専門学校に通っていますが、『保育を必要とする事由』はどちらになりますか。また、利用調整の際の指数はどうなりますか。

→A5.複数の『保育を必要とする事由』がある場合は、両方の書類が必要になります。今回の場合、『就労』を証明する書類として①就労証明書、『就学』を証明する書類として、①在学証明書、②時間割(授業日程)がわかる資料をご準備ください。入所調整の際の点数はどちらか高い方の点数が反映されます。

(3)入所調整について

Q1.入所調整はどのように行われるのですか。

→A1.申し込みをしている児童の中で、入所基準表に基づいて点数付けを行い、合計点数が高い児童から順に入所内定します。ただし、各保育施設の募集予定がないクラスに関しては入所調整を行うことができません。

Q2.入所内定したら、必ず入所できますか。

→A2.必ず入所できるとは限りません。内定した保育施設への入所を希望する場合、①入所前の面談と②健康診断書の提出を行う必要があります。そして、保育施設側が「一般保育」としての受け入れが問題無いと判断した場合、子ども家庭課より『入所決定通知書』を送付し、正式に入所が決定します。

Q3.内定した保育施設に入所したくない場合、どうしたらいいですか。

→A3.オンライン申請にて、内定辞退の手続きが必要です。町公式ホームページよりお手続きください。

Q4.結果はいつ頃に分かりますか。

→A4.入所調整について、令和9年2月上旬頃に結果通知書を郵送で発送する予定です。

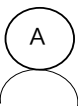
②よくある質問～FAQ(Frequently Asked Questions)～

Q5.入所調整の方法について教えてください。

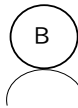
→A5.

(例)入所調整は、提出された『保育を必要とする事由』をもとに、令和8年度入所基準表に則って行います。
原則、保育の必要性が高い方(点数が高い方)が優先となります。
※右の図を参考にしてください。

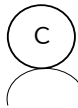
【希望施設】第1希望:●保育園 第2希望:▲保育園 第3希望:■保育園



世帯点数:60点



世帯点数:45点



世帯点数:80点

	空き枠	内定者		
●保育園	1枠	Cさん	—	—
▲保育園	2枠	Aさん	Bさん	—
■保育園	3枠			

(4)その他

Q1.申込前に行った方がいいことはありますか。

→A1.希望する保育施設は可能な限り、事前に見学することを推奨いたします。例年、入所内定後に『保育方針が合わない』『園の雰囲気が想像と違う』等を理由に内定を辞退される方が数名います。内定を辞退すると再度、入所待ちとなり、2次審査の結果を待つことになります。しかし、他の保育施設がすでに埋まっているという状況を十分も考えられますので、保護者様の可能な限り、希望する保育施設の見学を行ってください。

Q2.入所後、町外へ転出した場合はそのまま在園することは可能ですか。

→A2.町外へ転出した場合は原則退園となります。退園手続きが必要になりますので、転出予定の方は事前に子ども家庭課までご連絡ください。オンライン申請が可能です。なお、月初日に転出した場合は転出日が属する月の前月末で退園、2日以降に転出した場合は転出日の月末で退園となります。

Q3.入所後、長期間お休みしても問題ありませんか。

→A3.自己都合により、1ヵ月以上登園しない場合は家庭保育が可能とみなすため、退園となります。ただし、病気療養中や里帰り出産などの理由があればお休みを認めるケースもあります。なお、登園していない期間についても保育料は全額発生します。

Q4.小規模保育事業所及び事業所内保育所に入所した場合、3歳児クラスからはどうなりますか。

→A4.小規模保育事業所等の卒園児童は、①在園している保育所の連携施設へ入所するか、②連携施設以外の保育施設への入所申込を行っていただくことになります。なお、小規模保育事業所の卒園児童については、他の新規申込児童よりも優先して入所調整を行います。待機になる可能性もありますので、ご注意ください。

Q5.保育料を滞納した場合はどうなりますか。

→A5.保育料を滞納した場合は、児童手当からの特別徴収(天引き)による滞納処分を行うことがあります。また、次年度の継続利用ができなくなったり、下のきょうだいの申し込みを行う際に入所調整で減点されることがあります。

同意書

以下の事項をすべてを必ずご確認ください。（注）原本は、提出しコピーを保護者様でも保管して下さい。

1. 個人情報の収集・第三者提供について

個人情報の利用目的

北谷町長（以下、「町長」という。）は、同意者の個人情報を申請児童に係る支給認定証交付、利用調整事務、利用者負担額の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

(1)	「個人情報の利用目的」において必要があるときは、同意者の住民基本台帳及び住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写し、他市町村に対し必要な書類の提供を依頼します。また、同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行、信託会社その他関係者へ聴取・資料提供を依頼します。
(2)	「個人情報の利用目的」において必要があると認められる場合は、児童及び同意者の個人情報（氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報、利用者負担額に関する事）を教育・保育施設へ情報提供します。
(3)	児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合や、児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合は、情報提供します。
(4)	その他法令等により定められた個人情報の収集について、必要があると認められる場合は収集します。

2. 教育・保育給付認定

(1)	教育・保育給付認定を受けた場合でも、保育所等の定員の関係により入所できない場合があります。
(2)	教育・保育給付認定は、保育を必要とする事由等に変更（退職・転職・勤務時間の変更等）があった場合は速やかに変更申請をしてください。正当な理由無く、変更申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により認定の取消を行います。
(3)	変更の事由が発生した場合は、変更申請日の翌月から変更となります。
(4)	交付された認定証の有効期限を過ぎ、更新申請を行っていない児童に関しては入所選考から外れます。
(5)	申込後、町外に転出した場合は、申込取消となります。保育所等に入所する必要がなくなった場合は、速やかに申込取下書を提出してください。

3. 入所について

(1)	保育所等入所申込のしおり（添付書類含む）は全て読み、内容を確認してください。
(2)	申込児童や在園児、卒園児の兄弟姉妹の保育料に滞納がある世帯は、必ずお支払ください。保育料に滞納がある世帯は基準表の中で減点対象となります。また、正当な理由無く滞納した場合は、保育所等の利用継続ができなくなる場合があります。
(3)	提出書類に虚偽が判明した場合は、退所となることがあります。
(4)	保育を必要とする事由が、入所基準（月64時間以上。就労、看護・介護又は就学等。※就労は月額64時間×最低賃金以上の収入があり、その収入で生計を立てていることも必要。以下同じ。）を満たさない場合は、求職扱いとなります。入所の選考については求職中の基準点での審査となり、入所後は求職扱いの入所期間となります。
(5)	求職中での入所可能期間は、3ヶ月間となっております。期間が満了する月の20日までに就労証明書の書類の提出がない場合、退所となります。

※裏面もご確認の上、ご署名をお願いいたします。

(6)	保育実施期間中の退職等により、保育を必要とする事由がなくなった場合は退所となります。ただし、求職活動を理由として3ヶ月間継続入所が可能となりますので、希望する場合は子ども家庭課窓口で手続きをしてください。 ※求職での利用期間は、1年につき3ヶ月まで
(7)	就労を理由として入所し、育休を取得された場合の入所期間は、産休期間（出産日から2ヶ月間）に加え、その後の育休期間（最高2年）までとなります。（復帰予定日が変わる場合は、必ず子ども家庭課までご連絡ください。）
(8)	在所中に町外へ転出することが決まった場合は、退所となります。 必ず事前に子ども家庭課へご連絡ください。転出に伴い、退所届の提出が必要です。
(9)	2週間以上欠席する場合、欠席届を提出してください。自己都合により1ヶ月以上登園しない場合は、保育を必要とする要件に該当しない等として、退所となります。（※欠席期間中も保育料は発生します。）

4. 保育料について

(1)	保育料は、保護者及び世帯員（同一住所内の扶養義務者）の前年度及び当年度の市町村民税額及び母子・父子世帯等の状況を要素として決定するとともに、市町村民税額については、本町税務課税台帳、世帯状況については住民基本台帳により北谷町長が確認します。
(2)	保育料の切り替え時期は9月となります。4月から8月までの期間は、前年度市町村民税額により保育料の階層を決定し、9月以降は当年度市町村民税額により保育料の階層の決定を行います。
(3)	父母の収入のみで生活保護基準を満たさない場合は、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母及び兄弟姉妹等）も算定対象とし、階層の認定を行います。
(4)	年度途中で世帯状況が変わった場合（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当等の支給停止、障がい世帯への変更等）は、その日の属する月の翌月の初日（その日が初日の場合は当月）から保育料の階層区分の変更を行いますので、子ども家庭課窓口で手続きをしてください。 万が一、提出および連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても退所となる場合があります。（例）勤務先、勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産等
(5)	未申告の方及び保育料の算定に必要な資料の提出がない場合は、正しい保育料の算定ができないため、最高額で保育料を算定します。
(6)	保育料の過誤納分については、未納月（翌月以降分含む）の保育料に充当します。
(7)	保育料は、原則として口座振替での納付となります。

5. 実費徴収について

(1)	3歳児から5歳児について、給食費の実費徴収があります。 正当な理由無く滞納した場合は、保育所等の利用継続ができなくなる場合があります。
-----	--

6. 個人番号（マイナンバー）の提供について

(1)	利用目的について 提供をした個人番号を、子ども・子育て支援法に基づく給付認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することに同意します。 （保育の実施に関する事務については、保育認定をうけた場合または希望する場合のみ利用します。）
(2)	個人番号（番号確認書類）の提供が困難な場合 個人番号（番号確認書類）の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行うことに同意します。 また、上記の方法で番号確認できない場合は、追加書類を提出することに同意します。